

物価高騰から暮らしを応援します

対象の皆さまへ 1人あたり【5,000円～10,000円】を支給します

食料品価格等の急激な物価高騰に対して、町民の皆さまの生活を守るため、岬町では **住民生活支援金** を支給します。

■ 支給対象となる方（支給対象者）

次の条件に当てはまる方が対象です。

令和8年1月1日～令和8年4月1日（以下「**基準日**」という。）の間、**継続して岬町の住民基本台帳に記録されている方**

■ 支給・受給する方（申請・受給者）

申請・受給は、対象者が属する世帯の世帯主が行います。

※基準日以降に世帯主が死亡した場合は、世帯の状況により申請・受給者が変わることがあります。

世帯主あてに「**支給確認書兼申請書**」または「**申請書**」を送付します。
（令和8年6月予定）

■ 「確認書兼申請書」が届いた方

町で受取口座情報を取得できる方等には、**支給確認書兼申請書**を送付します。原則として、**手続きの必要はありません**。

振込予定日：第1回 7月30日（木）
（受取口座に変更がない場合）

■ 「申請書」が届いた方

申請書に振込口座を記入のうえ、必要書類とともに返送してください。

申請の際は、**口座確認書類・公的身分証明書の写しの提出が必要です**。

振込予定日：第1回 7月30日（木）
（6月30日までに申請があった方）

※最終申請期限：8月31日（月）

■ 支給額

基本額：1人あたり 5,000円（対象者全員）

加えて、次のいずれかに当てはまる方には

加算額：1人あたり 5,000円 を上乗せします。

【加算の対象】※基準日は令和8年4月1日です。

- ① **基準日に65歳以上の方**（高齢者加算）
- ② **基準日に65歳未満で、平成19年4月1日以前生まれの方**（現役世代加算）

【支給額の目安】

①②に該当する方：合計 10,000円
（5,000円+5,000円）

①②に該当しない方：5,000円（基本額）

※年齢等の判定は、**基準日時点**で行います。

■ その他

他市町村に住民等登録をしながら岬町に避難している方は、対象となる場合がありますのでご相談ください。また、DVなどで岬町に住民登録をしながら住所登録地以外に避難している方で、住民登録世帯以外への支給を希望される場合は、ご相談ください。

■ ご注意ください（詐欺に注意）

不審な電話や訪問があった場合は、役場へご相談ください。

この支援金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

【お問い合わせ】

岬町役場 まちづくり戦略室（住民生活支援金担当）

電話：072-492-2775（平日 9:00～17:30）



住民生活支援事業

【 受給の流れ 】

最終申請期限

8月31日

※6月に役場から支給確認書兼申請または支給申請書を発送しますので、ご確認ください。

令和8年1月1日～4月1日の間、継続して
岬町の住民基本台帳に記録されている。

はい

いいえ

支援の対象になりません。

支給確認書兼申請書または支給申請書に
口座情報の記載がある。

はい

いいえ

口座情報を記入し、
※必要書類を添付して、
申請書を返送

口座情報に誤りや変更がある。

はい

いいえ

口座情報を記入し、※必要書類を
添付して、申請書を返送

手続きは不要です。

※必要書類とは本人確認書類、口座情報が
確認できる書類です。

6月30日 までに手続きを完了した場合、
7月30日（予定）に口座へ振り込みます。（第1回）

※支給確認書兼申請書に口座情報の記載のある方で、6月30日までに口座変更
の手続きや辞退されない場合は、自動的に支給します。

※第2回振込は、8月28日を予定しています。（7月30日までに手続きを完了した場合）

この支援金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

【 お問い合わせ 】

岬町役場 まちづくり戦略室（住民生活支援金担当）

電話：072-492-2775（平日 9:00～17:30）

◀岬町が実施する

物価高騰対応重点支援地方交付金活用施策▶

令和8年9月^{検針分}から令和9年1月^{検針分}まで

水道料金6カ月分

基本料金を無料とします。

手続き不要です！



水道料金(基本料金分)の減免のお知らせ

本町では、物価高騰の影響を受ける町民や市内事業者の経済的負担を軽減し、その生活等を支援するため、水道料金のうち基本料金を6カ月分減免します。

1. 対象者は？

水道を使用している家庭及び事業所(国・府・町の施設を除く)

2. どのくらい減免されるの？

水道料金のうち「基本料金」を無料とします。



【計算例】

基本料金911円(税込み) × 6カ月 = 5,466円(減免)

※水道料金の計算方法については、大阪広域水道企業団のQRコードをご参照ください。



3. 基本料金ってなに？

「基本料金」は、水道の維持管理に充てられる費用で、水の使用の有無にかかわらず、毎月定額の料金となります。使用した水量分は「従量料金」と言い、二つを合算したものを、水道料金として請求されます。

注) 従量料金は減額されません。

注) 公共下水道使用料・漁業集落排水処理施設使用料は減額の対象ではありません。

4. いつから減額されるの？

令和8年9月検針分(8・9月使用分)

令和8年11月検針分(10・11月使用分)

令和9年1月検針分(12・1月使用分)

3回の検針で6カ月分の「基本料金」を無料とします。

注) 口座振替によるお支払いのかたは、検針月の翌月28日が振替日となります。

注) 納入通知書によるお支払いのかたは、検針月の翌月28日が納入期限となります。



お問い合わせ先

(水道料金に関すること) 大阪広域水道企業団 泉南地域水道センター TEL 072-482-6551

(物価高騰対策(事業)に関すること) 岬町都市整備部下水道課 TEL 072-492-2026